

雫石町監査委員告示第4号

先に地方自治法第199号第7項の規定に基づき報告した、令和6度において町が財政的援助を与えている団体及び公の施設の指定管理者の監査に係る指摘事項及び注意事項について、措置を講じた旨報告されたので、同条第14項の規定に基づき、当該文書（写）を別紙のとおり公表する。

令和7年10月6日

雫石町監査委員 小 田 純 治
同 階 研 太

零 総 第 0710008 号

令 和 7 年 10 月 6 日

零石町代表監査委員 小田 純治 様

零石町長 猿 子 恵 久

財政援助団体等監査の指摘事項等に基づき講じた措置について
標記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、
下記のとおり通知します。

記

- (1) しずくいし麻の会
(しずくいし麻の会事業費補助金)

[指摘事項]

- ① 収支決算書について、収支予算書の区分通りに作成されるように指導されたい。
- ② 通帳に活動費「産業まつり売上金」として令和 6 年 10 月 24 日に 25,420 円入金し、令和 6 年 11 月 8 日に通帳より同額支出されているが、支出先が不明であった。支出の証拠書類は必ず保存されたい。

[措置方針]

- ① 令和 7 年度分からご指摘の通り作成するよう指導しました。
- ② 令和 7 年度分からご指摘のとおり支出先を明確にすることと、証拠書類の保存を指示しました。

- (2) 零石商工会
(中心市街地活性化推進事業費補助金)

[指摘事項]

当該補助事業であるあねさん市開催事業で、家賃月額 20,000 円（年額 240,000 円）を支出している。また、商店街来客用駐車場設置事業で駐車場敷地の借地料を東北電力株式会社に 249,750 円支出している。いずれも、賃貸借契約書を確認することができなかったことから、契約を締結し、契約書類を保存するよう指導されたい。

[措置方針]

当該補助事業について、あねさん市開催事業に係る家賃の賃貸借契約において、契約書を交わし、双方で保存するよう指導しました。また、商店街来客用駐車場設置事業における駐車場敷地の借地料に係る賃貸借契約は、東北電力株式会社と契約締結しているため、契約書について双方で保存するよう指導しました。

(3) 新岩手農業協同組合

(しずくいしアグリリサイクルセンターの指定管理)

[指摘事項]

- ① 基本協定第 33 条第 2 項では、施設賠償責任保険、第三者賠償保険等の保険に加入することを求めている。しかしながら現在未加入であることを確認したため、早急に加入されたい。
- ② 指定管理に関する基本協定書別紙 2 にある備品等一覧表に基づいて備品の確認をしたところ、経年劣化等により使用できない物品があることが判明したため、委任者は、指定管理者から報告を受けるなどして、不用の決定をし適正に管理されたい。

[措置方針]

- ① 監査終了後、受託者に保険への加入を指示しました。
その後、受託者において協議がなされ、自組合の保険商品に加入することとなりました。
- ② 受託者及び施設と確認を行い、適正に管理します。

(4) 株式会社 寿広

(雫石町老人憩の家鶯宿荘の指定管理)

[指摘事項]

指定管理に関する基本協定書別紙 2 にある備品等一覧表に基づいて備品の確認をしたところ、AED については、バッテリーと電極パットが使用期限切れとなっており、早急に交換し、いざという時に使用できる準備を日頃からしておくように指導されたい。また、経年劣化等により使用できない物品があることが判明したため、委任者は、指定管理者から報告を受けるなどして、不用の決定をし適正に管理されたい。

[措置方針]

備品の維持管理に要する消耗品費は指定管理料に含まれていることから、指摘に基づき、AED がいつでも使用できるよう、指定管理者に対しバッテリーおよび電極パットの交換を指示しました。また、経年劣化等により使用不能となった物品について確認し

て不要決定を行い、適正に処分します。

[意見]

施設管理については、近年の物価高騰や老朽化により、維持管理費が増額することが予想される。特にも温泉に欠かせないボイラーは古く、修理の場合に部品の調達が困難であり、今後、ボイラーが故障した場合は修理することができない可能性も高く、今後どのような方法で施設を維持していくか受任者と委任者の双方で協議されたい。

[措置方針]

今後の施設の維持管理方法について、町としての方向性を検討しながら指定管理者と協議を行います。